

## 新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税減免について、昨年度国・県から全額の助成をいただき実施しました。

今年度減免を実施した場合、国からの通知によりますと市町村の保険税減免総額の割合により4割～10割の財政支援の見込みとなります。

飯山市の令和2年度の国民健康保険特別会計の状況に当てはめた場合、4割の財政支援となり、6割分約370万円が市国保特別会計の持ち出しとなる状況です。

それを受け、今年度の飯山市国民健康保険における支援について検討を行い、

- 1 令和2年度繰越金（剰余金）が約3,940万円となること、また約6,000万円の基金積立が行えたこと。
- 2 県内ほぼ全ての市町村が保険税（料）減免実施予定と回答しているほか、長野県後期高齢者医療広域連合でも減免を実施する。

ことから、減免期間を延長とさせていただくことといたしました。

今後、市報、ホームページ、納付書送付時に通知を同封する等で広報を行ってまいります

## ○減免対象者

- 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合・・・ 保険税額の全額を減免
- 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの要件すべてに該当する場合・・・対象保険税額の一部を減免
  - ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年より3割以上であること
  - イ 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
  - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること